

背景

- 大阪府と大阪市は、合同で「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」をとりまとめた（平成26年3月）。その中で、建築物の環境配慮対策として、「太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの普及促進」や「新增築・既存の建築物の省エネ化」が取組方針にあげられている。
- 大阪府は、平成27年度より、一定の建築物の新築・増改築について、省エネ基準への適合や再生可能エネルギーの導入検討を義務化することとしている。
- 国は、平成32年までに全ての新築建築物について段階的に省エネ基準への適合を義務化することとしている。

大都市でありエネルギー消費量の大きい大阪市においても、省エネ基準への適合や再生可能エネルギーの導入などを促進する制度を創設し、建築物の環境配慮に関する取組をより一層推進していくことが重要

施策の方向

具体的な施策イメージ

エネルギー消費の抑制

- ・ エネルギー消費量の大きい大阪市では、建築物のエネルギー消費の抑制を一層図るために、国に先行して、省エネ基準への適合を義務化する必要がある。
- ・ まずは大規模な新築等建築物を対象とすることが考えられる。
- ・ 事業者や購入者等の過度な負担とならないよう、特に住宅系や中小規模建築物について配慮が必要である。
- ・ 住宅系建築物については、近年都心部において一事業あたりのエネルギー消費量が大きい超高層集合住宅が増加しており、高密度化による人工排熱の増加など、地域への環境負荷が大きくなっていると考えられるため、まず第一歩として、これを対象に限定的に適合義務化を行うなどの対応が望まれる。
- ・ 義務化対象外の建築物についても自発的な取組を進めるため、適合状況の公表について検討することが望ましい。

- 省エネ基準への適合義務化
延べ面積10,000㎡以上の新築・増改築（住宅については、高さ60m超に限定）に対して、省エネ基準への適合を義務付ける
- 省エネ基準への適合状況の公表
延べ面積2,000㎡以上の新築・増改築に対して省エネ基準への適合状況を公表する
- 小規模建築物・既存建築物の省エネ化の取組に関する情報発信
- CASBEE制度の普及啓発
 - ・ 表彰制度に「既存」部門を新設
 - ・ 制度のPRを強化

再生可能エネルギー利用の普及拡大

- ・ 再生可能エネルギーの普及拡大を図るために、促進策を導入する必要がある。
- ・ ただし、事業者や購入者への過度な負担とならないよう、誘導策として導入検討の義務化などとする配慮も必要である。
- ・ 再生可能エネルギー利用の取組をPRできるしくみの検討や事例の情報発信が必要である。

- 再生可能エネルギーの導入検討義務化
延べ面積2,000㎡以上の新築・増改築に対して再生可能エネルギーの導入検討を義務付ける
- 再生可能エネルギー利用の普及啓発
 - ・ CASBEE制度のラベル表示の工夫
 - ・ 取組事例の紹介 など